

町の緊急経済対策 第3弾

小規模事業者等経営支援事業

1 給付対象事業者

- (1) 令和2年1月以前から町内に事業所を有して売り上げを得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- (2) 営利を目的とした事業を現に継続的に営む者であって、事業収入が総収入（給与所得を含み、公的年金を含まない）の50%以上を占めていること。
- (3) 小規模事業者（※）であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～6月の期間で、前年同月比で最も事業収入減少率の高い月が20%以上減少していること。または、令和2年4月25日以降、北海道からの休業要請の対象となった事業者であること。（小規模事業者における事業収入の要件は、やむを得ない事由で前年同月に休業していた場合は、前々年同月と比較します。また、令和元年7月以降に創業した事業者の場合は、創業月から令和2年1月までのいずれかの月と比較します）
- (4) 代表者などが反社会的勢力の構成員や関連事業者でないこと。

注「中小企業等緊急経営支援事業給付金（飲食・宿泊・旅客運送業：法人20万円・個人10万円）」の給付を受けた事業者は、本事業による給付の対象外となりますのでご注意ください。

2 給付額 ※給付額は（1）と（2）の併用はできません。

- (1) 小規模事業者
 - ①最も事業収入減少率の高い月が20%以上50%未満 10万円
 - ②最も事業収入減少率の高い月が50%以上 5万円（別途、国の持続化給付金」の対象となるため）
- (2) 令和2年4月25日以降、北海道の休業要請対象業種の事業者については、事業収入減少率、事業規模を問わず一律5万円を給付

※小規模事業者とは（小規模事業者支援法）

3 申請期間

- (1) 申請期間：令和2年7月1日(水)～11月30日(火)
- (2) 開設時間：10時～16時（最終受け付け15時）、土日・祝日を除く

製造業その他 (宿泊業および娯楽業含む)	従業員 20人以下
商業(卸売り・小売り)、 サービス業	従業員 5人以下

4 窓口

白老町商工会（大町2-3-4 しらおい経済センター）

経済対策相談サポート事業 ～申請が困難な方などのお手伝い～

新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、国や北海道、白老町からさまざまな経済対策が示されていますが、「制度内容や手続きが複雑で理解しにくい」「申請するための環境が整っていない」「活用できる支援制度が分からない」などお困りの方も多いため、的確な支援策を迅速に活用いただけるよう相談窓口を設置しました。

1 会場 白老町商工会（大町2-3-4 しらおい経済センター）

2 開設時間 10時～16時（最終受け付け15時）、土日・祝日を除く

3 内容 (1) 持続化給付金に係る電子申請サポート（インターネット環境をお持ちでない方など）
※月間事業収入が前年同月比50%以上減少した方に対し、中小法人200万円、個人事業者上限100万円の給付)
(2) 国や北海道、白老町による新型コロナウイルス感染症関連の各種経済対策の活用についての相談

4 受け付け 事前予約制です。 利用を希望される方は、下記に問い合わせ予約してください。

申請・問い合わせ先：町商工会（しらおい経済センター内） ☎82-2775